アルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1830（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1841（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1857（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）及び1890（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）並びに(7)―2251（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、(7)―2333（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、(7)―2347から(7)―2350まで、(7)―2352から(7)―2357まで、(7)―2365から(7)―2369まで、(7)―2371、(7)―2372、(7)―2374、(7)―2378、(7)―2379、(7)―2382から(7)―2384まで、(7)―2387から(7)―2400まで、(7)―2402から(7)―2404まで、(7)―2406から(7)―2411まで、(7)―2414から(7)―2429まで、(7)―2431、(7)―2432、(7)―2434から(7)―2437まで、(7)―2439から(7)―2441まで、(7)―2443、(7)―2444、(7)―2447、(7)―2448、(7)―2450から(7)―2457まで、(7)―2459、(7)―2461から(7)―2464まで、(7)―2466、(7)―2467、(7)―2472から(7)―2475まで、(7)―2477から(7)―2487まで、(7)―2489から(7)―2496まで、(7)―2498、(7)―2499、(7)―2502から(7)―2505まで、(7)―2508、(7)―2509、(7)―2511から(7)―2517まで、(7)―2520、(7)―2521、(7)―2523、(7)―2525から(7)―2528まで、(7)―2536から(7)―2539まで、(7)―2550から(7)―2552まで、(7)―2554、(7)―2555、(7)―2557、(7)―2558、(7)―2561から(7)―2567まで、(7)―2569から(7)―2571まで、(7)―2574から(7)―2578まで、(7)―2581から(7)―2584まで、(7)―2586から(7)―2595まで、(7)―2600から(7)―2603まで、(7)―2612から(7)―2619まで、(7)―2621、(7)―2622、(7)―2624、(7)―2625、(7)―2627から(7)―2629まで、(7)―2632から(7)―2634まで、(7)―2636、(7)―2640から(7)―2644まで、(7)―2647、(7)―2649、(7)―2650、(7)―2654、(7)―2657から(7)―2659まで、(7)―2661、(7)―2664、(7)―2670、(7)―2671、(7)―2675、(7)―2676、(7)―2679、(7)―2680、(7)―2682から(7)―2685まで、(7)―2687、(7)―2688、(7)―2691から(7)―2698まで、(7)―2705から(7)―2714まで、(7)―2717から(7)―2719まで、(7)―2722から(7)―2725まで、(7)―2727から(7)―2733まで、(7)―2736から(7)―2739まで、(7)―2744、(7)―2745、(7)―2747から(7)―2749まで、(7)―2753、(7)―2754、(7)―2756、(7)―2757、(7)―2759から(7)―2761まで、(7)―2765から(7)―2768まで、(7)―2770、(7)―2771、(7)―2777から(7)―2782まで、(7)―2788、(7)―2789、(7)―2793、(7)―2794、(7)―2797から(7)―2808まで、(7)―2810から(7)―2814まで、(7)―2818、(7)―2819、(7)―2824から(7)―2829まで、(7)―2831、(7)―2832、(7)―2835、(7)―2838から(7)―2841まで、(7)―2845から(7)―2851まで、(7)―2853から(7)―2858まで、(7)―2863から(7)―2865まで、(7)―2867から(7)―2870まで、(7)―2872から(7)―2883まで、(7)―2886から(7)―2890まで、(7)―2893から(7)―2897まで、(7)―2899から(7)―2906まで、(7)―2908から(7)―2911まで、(7)―2914から(7)―2920まで、(7)―2928から(7)―2933まで、(7)―2935から(7)―2948まで、(7)―2950から(7)―2959まで、(7)―2965から(7)―2972まで、(7)―2974から(7)―2982まで、(7)―2984から(7)―2995まで、(7)―3007から(7)―3016まで、(7)―3018から(7)―3032まで、(7)―3035から(7)―3037まで、(7)―3039、(7)―3041から(7)―3061まで、(7)―3063から(7)―3065まで、(7)―3068から(7)―3075まで、(7)―3077から(7)―3083まで、(7)―3086から(7)―3088まで、(7)―3090から(7)―3106まで、(7)―3108、(7)―3109、(7)―3112から(7)―3135まで、(7)―3137から(7)―3144まで、(7)―3149から(7)―3151まで、(7)―3153から(7)―3165まで、(7)―3168から(7)―3177まで、(7)―3179から(7)―3197まで、(7)―3199から(7)―3219まで、(7)―3221から(7)―3223まで、(7)―3225から(7)―3238まで、(7)―3241から(7)―3244まで、(7)―3246から(7)―3260まで、(7)―3262から(7)―3272まで、(7)―3274から(7)―3286まで、(7)―3288から(7)―3304まで、(7)―3307から(7)―3325まで、(7)―3327から(7)―3329まで、(7)―3335から(7)―3343まで、(7)―3347から(7)―3355まで、(7)―3358から(7)―3363まで、(7)―3365から(7)―3372まで、(7)―3375から(7)―3377まで、(7)―3379から(7)―3383まで、(7)―3385から(7)―3393まで、(7)―3396から(7)―3424まで、(7)―3426、(7)―3431から(7)―3436まで及び(7)―3439から(7)―3447まで

(8)化工でん粉、加工油脂等の有機化合物	「(8)化工でん粉、加工油脂等の有機化合物」の項整理番号３、46から50まで、64、67、73、97から99まで、101、196（(１→４)－β－Ｄ－グルカンのメチル及び２－ヒドロキシプロピルエーテル化物（分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、236、237（カリウム塩及びナトリウム塩に限る。）、513、517、521、522、524、534、535、543、568及び579並びに(8)―668、(8)―675、(8)―676、(8)―678及び(8)―680
(9)医薬等の化合物	「(9)医薬等の化合物」の項整理番号40、77、315、318、417、801、802、811、869、1001、1047、1283、1375、1458、1508、1540（ナトリウム塩に限る。）、1553、1559、1560、1573、1575（カリウム塩に限る。）、1581、1584、1585、1587、1590、1596、1604、1607、1626、1632、1633、1694、1698から1700まで、1702、1703、1705、1706、2235、2243、2282、2423、2458及び2546並びに(9)―2612、(9)―2617及び(9)―2618

○農林水産省告示第四百五十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百六号（漁業災害補償法第百十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

第一号の表（備考を除く。）を次のように改める。

区分		填補方式							
漁業の種類		補全方式事故比例填	約定限度内填補方式			支払上限付低事故不填補方式			地震等限定填補
			の割合が特約で定める場合が三〇％	の割合が特約で定める場合が二〇％	の割合が特約で定める場合が一〇％	の割合が特約で定める場合が三〇％	の割合が特約で定める場合が二〇％	の割合が特約で定める場合が一〇％	
(一)の四規項第年定に法一法すお種律るい共第百同二同準条業六業すで十権るる場合漁百漁用第一号（法第百六条六漁む。四十七条の二第二号十に	―の共の漁区属済合業域す契約総使都者トン府住数る県所又漁等等は船	一五・八七％	九・二四％	七・三三％	四・四三％	三・八二％	六・三三％	九・六四％	〇・一〇％